

# 令和5年度政府予算編成 及び施策に関する要望 (抜粋)

令和4年7月7日

全国町村会

## 4. 町村財政基盤の確立

( 総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・  
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 )

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により、厳しい財政運営を強いられている。町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

### 1. 町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

(2) 個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力

に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

### (3) 固定資産税の安定的確保

① 固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

② 土地に係る負担調整措置における商業地等の課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り2.5%とする措置が講じられたが、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある事業者への支援は本来予算措置等により対応すべきもので、市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではない。したがって、令和5年度は負担の均衡化に向けて既定の負担調整措置を確実に実施すること。

③ 土地の税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

④ 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。

(4) 電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され貴重な財源となっていることから収入金額課税方式を堅持すること。

(5) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税

収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(6) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。

(7) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(8) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

(9) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。また、町村の基幹税務システムの標準化の検討に当たっては、町村の意見を十分に踏まえるとともに、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

(10) 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知の電子化に当たっては、町村の意見を踏まえること。また、町村におけるシステム改修等に係る経費について地方財政措置を講じるとともに、特別徴収義務者及び納税義務者への周知を図ること。

(11) 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に係る業務システムの導入費等、必要な費用について十分な財政支援を講じること。

## 2. 地方交付税の充実確保等

(1) 新型コロナウイルス感染症を克服し、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定

した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続するなど地方交付税等一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

また、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

(3) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。

(4) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

(6) 交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実にを行い、財政健全化に努めること。

(7) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。

(8) 基準財政需要額の算定については、そもそも行政コストの差は、人口

や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないように十分配慮すること。

- (9) 業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自らの行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。
- (10) 地域手当については、近隣市町村間で大きな差が生じていることにより、人材確保に支障が生じていることから、早期に必要な見直しを行うこと。
- (11) 地方公務員の定年引上げについて、地域の実情を考慮した弾力的な運用を基本とするとともに、若年層を含め地域事情に応じた雇用機会の確保が引き続き図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。
- (12) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）に変更すること。
- (13) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を經由せずに地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

### 3. 地方債の充実改善

- (1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。  
また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

- (2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。
- (3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、万全の財政措置を講じること。

## 26. 過疎対策等の推進

( 総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・  
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 )

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているが、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化している。

こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎地域は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

### 1. 暮らしと産業を支える施策の推進

- (1) 医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、住民が安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。
- (2) 情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の

利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、5G導入のための特定基地局、光ファイバ網、回線の高度化等、情報通信基盤の整備を促進すること。

(3) 災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。

(4) 農林水産業、地場産業、観光業等地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、企業の進出、起業等に係る税制特例や金融措置を充実強化すること。

## 2. 人材の育成・確保と地域の活性化

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。

## 3. 規制の見直し・緩和

地域公共交通の維持、専門職の配置等、過疎地域特有の課題に円滑に対応するため、全国一律の規制等について、見直し・緩和を行うこと。

## 4. 財政措置の充実・強化

過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業を公共施設の除却等へ拡大するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト事業の発行限度額を引き上げること。

また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

## 5. 辺地対策の充実・強化

辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。

## 6. 地方創生の実現に向けた国土政策の推進

町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。